

● 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請添付書類一覧

	図書名	記入内容等	備考
1	委任状	➤ 委任年月日・委任事項等及び委任者の住所・氏名を記入	代理人による申請の場合
2	附近見取図	➤ 申請位置を朱線にて示す	縮尺 1/2,500 程度
3	配置図	➤ 建築物、擁壁、石積、かき・さく、看板、車庫等についての配置を記入	縮尺 1/100～1/200 程度
4	平面図	➤ 各階の平面図 ➤ かき・さく、看板等の平面図	縮尺 1/100 程度
5	立面図	➤ 建築物の軒高及び最高の高さを記入	//
6	断面図	➤ 計画後の土地の断面 ➤ 建築以外の行為（外構等）を行う場合には、構造物の断面	//
7	排水計画図	➤ 雨水及び汚水の排水計画について記入	//
8	町管理道路構造物占用許可申請	➤ 雨水排水の整備にあたり、道路側溝の削孔を行う場合 ➤ 上水道・下水道の引込管整備にあたり道路の掘削、舗装を行う場合	位置図、平面図、構造図、規制図を添付すること (平面図・構造図：縮尺 1/100 程度)
9	仮換地指定通知（写）	➤ 仮換地指定位置図、仮換地図もあわせて添付すること	地権者に対して通知しているもの ※仮換地証明で代用可
10	使用収益開始日の通知（写）		※仮換地指定通知書に記載の場合、仮換地指定と同時に効力発生の場合は不要
11	登記簿謄本	➤ 原本を正本に添付すること	※売買契約のみで、登記手続きが未済の場合は、契約書の写し添付の上、後日、謄本提出のこと。 (確約書の提出必要)
12	土地使用承諾書	➤ 土地の所在地、面積、承諾内容等を明記した上、承諾する者の住所、氏名を記入し実印を押印	土地所有者と申請者が異なる場合のみ ※同一住所地の所有者の場合は不要。申請書の土地使用承諾欄に記載のこと(実印不要)
13	印鑑証明		※土地所有者の印鑑証明

必要添付について、上記番号順に製本して提出してください。

提出部数は、正本・副本・正本の写し、の合計3部です。

上記以外にも、必要な書類の提出を求める事があります。

図面には、設計者の押印が必要です。

上記に関するお問い合わせは
精華町事業部都市整備課
開発指導係

☎ 0774 (95) 1902 まで

● 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請添付書類一覧

	図書名	記入内容等	備考
1	委任状	➤ 委任年月日・委任事項等及び委任者の住所・氏名を記入	代理人による申請の場合
2	附近見取図	➤ 申請位置を朱線にて示す	縮尺 1/2,500 程度
3	配置図	➤ 建築物、擁壁、石積、かき・さく、看板、車庫等についての配置を記入	縮尺 1/100～1/200 程度
4	平面図	➤ 各階の平面図 ➤ かき・さく、看板等の平面図	縮尺 1/100 程度
5	立面図	➤ 建築物の軒高及び最高の高さを記入	//
6	断面図	➤ 計画後の土地の断面 ➤ 建築以外の行為（外構等）を行う場合には、構造物の断面	//
7	排水計画図	➤ 雨水及び汚水の排水計画について記入	//
8	町管理道路構造物占用許可申請	➤ 雨水排水の整備にあたり、道路側溝の削孔を行う場合 ➤ 上水道・下水道の引込管整備にあたり道路の掘削、舗装を行う場合	位置図、平面図、構造図、規制図を添付すること (平面図・構造図：縮尺 1/100 程度)
9	保留地売買契約書（写）	➤ 土地区画整理施工者（精華町）と土地所有者との売買契約書 ➤ 申請時まで別に別途、売買契約が成立している（土地所有者が変更となっている）場合は、売買契約書の写し添付のこと（※）	※事前に売買契約名義変更承認願の提出も必要
10	土地使用承諾書	➤ 土地の所在地、面積、承諾内容等を明記した上、承諾する者の住所、氏名を記入し実印を押印	土地所有者と申請者が異なる場合のみ ※同一住所地の所有者の場合は不要。申請書の土地使用承諾欄に記載のこと(実印不要)
11	印鑑証明		※土地所有者の印鑑証明

- 必要添付について、上記番号順に製本して提出してください。
- 提出部数は、正本・副本・正本の写し、の合計3部です。
- 上記以外にも、必要な書類の提出を求める事があります。
- 図面には、設計者の押印が必要です。

上記に関するお問い合わせは
精華町事業部都市整備課
開発指導係

☎ 0774 (95) 1902 まで